# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第156回) (持ち回り開催)

- ▶ 日時:令和4年3月20日(日)
- ▶ 議題:
  - (1) 新規クラスターの発生について
  - (2) その他

## クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、感染者が利用していた施設で、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が以下のとおり発生したことが、3/19(土)に確認されたため、条例に基づき対応する。

### 1 クラスターと認められた施設及び陽性者数

条生施設等 	特定 施設	所在地等	陽性者数	陽性者 確認日
100 鳥取警察署	0	鳥取市	10名	3/16~19

### 2 患者対応

陽性者は、メディカルチェックの上、施設内での療養または在宅療養を 行う。

※発生要因については、速やかに感染症対策専門家と現地調査を行う。

## クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(100例目)

### 鳥取警察署

陽性者数	所在地
警察職員7名、被留置者3名	鳥取市

### まん延防止のための措置(第6条)

- ・施設管理者は、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力している。
  - → 陽性者と接触した可能性のある全ての職員及び被留置者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
  - → 施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒、ゾーニング及び感染防止対策を 行い、施設運営を継続している。

### 公表について (第7条)

・鳥取県警察本部は、自らのホームページで施設名を公表している。

### 必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「鳥取県警察新型コロナウイルス感染症対策の手引き」を参酌し、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

#### 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(抄)

#### (まん延防止のための措置)

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設使用者」という。)は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力(全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。)し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

#### (公表)

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

#### (必要な措置の勧告)

- 第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。
- 3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

(前回対策本部会議(3/19)以降公表事例)

<鳥取市保健所管内: 管内3346~3374例目(県内8352~8379,8406例目)>

78 Jul					
陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日・症状	検査実施
3月18日	3月19日	管内3346例目 (県内8352例目)	鳥取市	3/17 発熱、頭痛、倦怠感、 嘔吐	医療機関を受診しPCR検査
3月18日	3月19日	管内3347例目 (県内8353例目)	鳥取市	3/18 発熱、咽頭痛、咳、 寒気	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3348例目 (県内8354例目)	鳥取市	3/16 咳、咽頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3349例目 (県内8355例目)	鳥取市	3/15 喉イガイガ	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3350例目 (県内8356例目)	鳥取市	3/15 喉イガイガ	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3351例目 (県内8357例目)	鳥取市	3/11 発熱、鼻水	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3352例目 (県内8358例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3353例目 (県内8359例目)	鳥取市	3/17 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3354例目 (県内8360例目)	鳥取市	3/15 咳、鼻水、鼻閉	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3355例目 (県内8361例目)	鳥取市	3/16 咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3356例目 (県内8362例目)	鳥取市	3/17 発熱、咳	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3357例目 (県内8363例目)	鳥取市	3/17 発熱、頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3358例目 (県内8364例目)	鳥取市	3/16 咽頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3359例目 (県内8365例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3360例目 (県内8366例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3361例目 (県内8367例目)	鳥取市	3/18 喉の違和感	県内陽性者の接触者としてPCR検査

(前回対策本部会議(3/19)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日•症状	検査実施
3月18日	3月19日	管内3362例目 (県内8368例目)	鳥取市	3/18 発熱、咽頭痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査 (1回陰性後再検査)
3月18日	3月19日	管内3363例目 (県内8369例目)	鳥取市	3/17 発熱、咽頭痛、倦怠 感	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3364例目 (県内8370例目)	鳥取市	3/17 発熱、倦怠感、喉の 違和感、咳、鼻水	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3365例目 (県内8371例目)	鳥取市	3/16 関節痛	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3366例目 (県内8372例目)	鳥取市	3/17 咽頭痛	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3367例目 (県内8373例目)	鳥取市	3/17 発熱	自主抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3368例目 (県内8374例目)	鳥取市	3/16 頭重感	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3369例目 (県内8375例目)	鳥取市	3/17 発熱、咽頭痛、体の 痛み	医療機関を受診し抗原定性検査、PCR検査
3月18日	3月19日	管内3370例目 (県内8376例目)	鳥取市	3/18 発熱	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3371例目 (県内8377例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の濃厚接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3372例目 (県内8378例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3373例目 (県内8379例目)	鳥取市	無症状	県内陽性者の接触者としてPCR検査
3月18日	3月19日	管内3374例目 (県内8406例目)	鳥取市	3/18 発熱、嘔吐	県内陽性者の接触者として抗原定量検査

※3月19日陽性確認分43件(管内3375~3417例目(県内8407~8448、8481例目))の詳細については調査中

(前回対策本部会議(3/19)以降公表事例)

<県設置保健所管内:県内8380<sup>8405</sup>例目>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日•症	状
3月18日	3月19日	県内8380例目	倉吉	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8381例目	倉吉	3/15 咳、咽頭痛、頭痛	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8382例目	倉吉	3/17 発熱	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8383例目	米子	3/17 喉の違和感	無料検査を受検
3月18日	3月19日	県内8384例目	米子	3/16 喉の痛み	無料検査を受検
3月18日	3月19日	県内8385例目	米子	3/17 頭痛、全身の痛	み、寒気無料検査を受検
3月18日	3月19日	県内8386例目	米子	3/17 のどの痛み、鼻泡	ティス 医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8387例目	米子	3/16 発熱	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8388例目	米子	無症状	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8389例目	米子	3/17 咽頭痛、咳	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8390例目	米子	3/16 倦怠感、悪寒、乳	<b>とたります と と と きょう と ままり と ままり</b>
3月18日	3月19日	県内8391例目	米子	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8392例目	米子	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8393例目	米子	3/17 発熱、軽度呼吸	苦、頭痛    疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8394例目	米子	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8395例目	米子	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8396例目	米子	無症状	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8397例目	米子	無症状	濃厚接触者として健康観察中に検査
3月18日	3月19日	県内8398例目	米子	3/17 発熱、咳	疫学調査として検査

(前回対策本部会議(3/19)以降公表事例)

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	発症日•症状	検査実施
3月18日	3月19日	県内8399例目	米子	3/17 発熱、せき、胸の痛み	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8400例目	米子	3/17 発熱、咳	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8401例目	米子	3/18 発熱、倦怠感、咽頭痛	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8402例目	米子	3/16 のどの痛み	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8403例目	米子	3/17 喉の痛み、咳少々	疫学調査として検査
3月18日	3月19日	県内8404例目	米子	3/16 咳少々	医療機関を受診し検査
3月18日	3月19日	県内8405例目	米子	3/17 悪寒	医療機関を受診し検査

#### <既陽性者との接触>

接触あり 16名接触なし 10名

(接触ありの内訳)

- 県内7734例目 - 県内7878例目 1名 • 県内8033例目 - 県内8076例目 1名 3名 1名 1名 - 県内8159例目 •県内8160例目 1名 -県内8208例目 1名 •県内8151例目 1名 •県内8316例目 1名 - 県内8329例目 1名 - 県内8330例目 3名 - 県内8350例目 1名

※3月19日陽性確認分32件(県内8449~8480例目)の詳細については調査中